

○国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程

〔平成23年1月26日〕
規程第3号

最終改正 平成27年7月22日規程第31号

国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学教育職員の就業に関する規程（平成17年規程第56号）第3条の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の教員選考の基本方針と選考の基準を示すものであり、これにより国内外を問わず真に職務について優れた能力を有する多様な人材を確保して、本学の教育研究活動の充実と高度化並びに持続的発展を図る。

(基本方針)

第2条 教員選考は、本学の理念、目標及び将来構想に基づいて行うものとする。

2 教育研究水準の持続的な向上を図るために、中長期的に次の各号に配慮して教員人事を行うものとする。

(1) 時代の変化や中長期的な目標等を踏まえ、重点目標等の遂行に必要な教員配置を行うこと。

(2) 国内外の優秀な人材の採用を可能とする弾力的な教員採用を工夫すること。

(3) 本学の特性に鑑み、国際化及び教育研究の高度化に対応するため、国立大学法人筑波技術大学における人権の尊重についての基本姿勢（平成21年制定）に基づき、障害者、外国人及び女性の教員採用について促進すること。

3 公正かつ適正な教員人事を実現するために、次の各号に準拠して教員選考を行うものとする。

(1) 多様な人材を採用するため、教員公募を推進する。

(2) 教員選考の透明性・客観性を確保するために、必要に応じて候補者の教育研究能力に関して外部専門家の意見を徴する。

(3) 選考の過程で、模擬授業、セミナー、面接等を実施して候補者の教育研究能力を把握する。

(4) 選考終了後、候補者のプライバシーに十分配慮しつつ、必要に応じて選考経過及び選考結果を公表する。

4 教員の選考に関して、全学レベルで不断に点検・評価する。

(選考の基準)

第3条 教員の選考は、次条から第9条までに規定する資格を有する者について、人格、教授能力、教育業績、研究業績並びに学界及び社会における活動等、さらには、聴覚障害又は視覚障害に対する理解と、聴覚障害者又は視覚障害者の教育に対する熱意を考慮して行う。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学におけ

る教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授，准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術，体育等については，特殊な技能に秀でてしていると認められる者
- (6) 専攻分野について，特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
（准教授の資格）

第5条 准教授となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所，試験所，調査所等に在職し，研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について，優れた知識及び経験を有すると認められる者
（講師の資格）

第6条 講師となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について，大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
（助教の資格）

第7条 助教となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第4条各号又は第5条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については，学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について，知識及び経験を有すると認められる者
（助手の資格）

第8条 助手となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者
（その他教員の資格）

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人筑波技術大学任期付教育職員の任期等に関する規程（平成18年規程第12号）第2条第2号に掲げる職名の教員（特任助教、特任助手及び特任研究員をいう。）となることのできる者は、次の各号の資格を有する者とする。

- (1) 特任助教となることのできる者は、第7条に規定する助教の資格を有する者とする。
- (2) 特任助手となることのできる者は、前条に規定する助手の資格を有し、かつ、現在の教育研究活動状況等から教育研究能力を有すると判断できる者とする。
- (3) 特任研究員となることのできる者は、受け入れ組織の研究活動発展に貢献しようとする意欲と能力があり、積極的な協力が期待できる者とする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、教員選考に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学助手の選考基準に関する申合せ（平成17年制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年7月22日から施行する。